

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和 7 年 2 月 2 6 日

○出席委員（１０名）

委員長	瀬崎伸一	副委員長	世古雅人
委員	山本欽久	委員	南川則之
委員	濱口正久	委員	戸上健
委員	木下順一	委員	坂倉広子
委員	尾崎幹	委員	世古安秀
議長	河村孝		

○欠席委員（１名）

委員	山本哲也
----	------

○出席説明者

- ・中村教育長職務代理者
- ・勢力建設課まちづくり整備室長、立花副室長
- ・岡本教委総務課長、天田係長
- ・寺本水道課長、河原補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係書記	岡村なぎさ
---------	-------

(午前10時11分 再開)

○瀬崎伸一委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

山本哲也委員より欠席の連絡がありましたので、ご承知おきください。

それでは、当委員会に付託されました案件は議案第76号、工事請負変更契約の締結について、議案第77号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて、議案第78号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについての議案3件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日、議案が複数ある課については一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますのでご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第76号、工事請負変更契約の締結について、担当課の説明を求めます。

教委総務課長。

○岡本教委総務課長 教育委員会総務課の岡本です、よろしくお願いします。

それでは、議案書の67ページをお願いいたします。

議案第76号、工事請負変更契約の締結についてご説明をさせていただきます。

本議案につきましては、鳥羽東中学校大規模改修工事（令和6年度）の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、令和6年6月5日会議にて、工事請負契約の締結を、また、令和6年12月16日会議では工事請負変更契約の締結をそれぞれ可決いただきましたが、今回、内容の一部変更と最終精算をいたしたく本提案とさせていただきます。

変更事項は契約金額で、変更前の契約金額1億7,991万4,900円から、23万7,600円を減額いたしまして、変更後の契約金額を1億7,967万7,300円とするものでございます。

では、事前にお配りさせていただきました資料をお願いいたします。

ご承知のとおり、本年度は鳥羽東中学校校舎の2階フロアを改修しております。工事の施工に当たりましては、子供たちや教職員の皆さんが快適な学校生活を過ごせるよう、学校関係者、受注者と協議を重ねてきました。

まず、資料の左上の枠でございます。変更後の請負契約額を記載させていただきまして、工期には変更のない旨をお示しさせていただきました。

まず、上からですが、取り替えを予定しておりましたステンレス流し台ですが、もう一度構造的な機能をチェックしたところ補修で事足りることが判明しましたので、取り替えは控えさせていただきました。

次に、中段にお示したところでございます。今年度の工事の最終施工箇所は、新たな図書室として位置付

けております旧集会室と、その周り、廊下となっております、図書室の室内へのカーテンレールを設置するほか、図書室前の廊下への掲示板の設置、あと床の仕上げ、シートからタイルに変更いたしました。

資料の中段の画像にもありますように、改修を進めていく中で廊下の照度が低いということが判明したので、照明器具の取り付けを追加いたしました。

そのほか、変更内容といたしましては、右下の枠内に諸経費の見直し等の減額も示させていただくなど、工事の最終精算を含んだものとなっております。

以上、簡単ではございますけども、説明とさせていただきます。本議案につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第76号についてご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけお聞きいたします。

今回が最終的な変更ということで、先ほど課長の説明で12月に一部変更を認めさせていただきました。

今回が最終ということで、多分、施行の期間が長くなったということで、いろいろ教育委員会の考え方じゃなくて、現場の先生らの声とかそういったことを聞きながら改修もしていただいたのかなということで、その辺の現場の先生らの声をしっかりと盛り込んで今回の改修につなげてやったという内容がわかるようにちょっと説明いただけませんか。

○瀬崎伸一委員長 天田係長。

○天田係長 教育委員会総務課の天田です。よろしくお願いいたします。

本工事の進捗に当たりましては、週1回程度の定例会議を施工業者、建設課、管理業者、それと学校の管理職に入っただきながら、常に、先1週間程度のスケジュールをすり合わせをさせていただいたり、また、学校からの希望や使い勝手などを把握しながらできる限りそれに対応できるように整理して進めてきたところでございます。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

教育委員会というか、お金のない中でしっかりと精査していただいたと思うんですけども、現場の声という一番大事なところやと思いますので、今聞きましたら1週間程度で会議を開いておるということで、皆さんの声を反映して今回最終変更にこぎつけたということで理解させていただきたいと思います。

以上です。

○瀬崎伸一委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 それでは、ないようですので次に、議案第77号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて、議案第78号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて、担当課の

説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長 おはようございます。水道課長の寺本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書68ページ、議案第77号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方公営企業法第40条第2項及び鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第6条により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたく本提案とするものです。

損害賠償の原因につきましては、令和6年7月27日午前6時55分ごろ、鳥羽市堅子町地内の排水管が漏水し、長岡地区において断水及び濁水が発生したことにより損害を与えたため、市はその損害について賠償するものでございます。

損害賠償の額は56万5,192円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

続きまして、議案書69ページ、議案第78号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについてをご説明いたします。

提案理由及び損害賠償の原因につきましては、議案第77号と同じのため省略をさせていただきます。

損害賠償の額は109万5,728円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

今回提出いたしました議案第78号及び第79号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、令和6年7月27日に発生いたしました長岡地区における漏水事故に伴う補償の状況につきまして、これまで申請のあったすべてで補償額の審査が完了しております。

引き続きこの場をお借りして補償の審査結果についてご説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○瀬崎伸一委員長 どうぞ。

○寺本水道課長 ありがとうございます。

それでは、本日配付いたしましたA4の資料、タイトルは長岡地区断水・濁水にかかる補償申請受付状況をご覧ください。

資料上段の表は、宿泊施設からの申請状況、補償額等で、下段の表は個人・飲食店・小売店からの申請状況、補償額等、最下段にそれらの全体合計額を表示しております。

まず、宿泊施設に対する補償でございますが、申請件数は20件、申請額合計は1,260万9,253円、対する補償額は1,005万7,006円で、うち保険適用分が532万5,678円、市単分が473万1,328円となります。補償内容としましては、営業補償、機器補償などが該当します。

なお、市議会の議決要件となる50万円以上の補償件数は、今回提出議案の2件を含む合計6件となりました。

続きまして、個人・飲食店・小売店に対する補償ですが、申請件数は9件、申請額合計は1,260万……違うな。すみません、失礼しました。ごめんなさい、120万4,116円です。対する補償額は89万

2,922円、うち保険適用分が83万508円、市単分が6万2,414円となります。補償内容といたしましては営業補償であったり、機器補償といったものが該当します。

なお、市議会の議決要件となる50万円以上の保証はございません。

以上、宿泊施設と個人・飲食店・小売店分を合わせた総合計は申請件数29件、申請額は1,381万3,369円、対する補償額は1,094万9,928円で、うち保険適用分615万6,186円、市単分479万3,742円となりました。

以上、長岡地区漏水事故に伴う損害補償額の審査結果についての説明とさせていただきます。

○瀬崎伸一委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第77号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、次に、議案第78号についてご質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 以上で付託されたすべての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○瀬崎伸一委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。

議案第76号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第76号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第77号については原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号、断水及び濁水発生に伴う損害賠償の額を定めることについて、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○瀬崎伸一委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第78号については原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもって行政常任委員会を散会いたします。

(午前10時26分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和7年2月26日

行政常任委員長